



納付すべき源泉税等が0円の場合でも、納付書を提出する必要がありますので、下記の個別相談会にお越しいただくか、ご自身で所轄の税務署へ納付書を提出してくださいますようお願いいたします。

なお、後半の7、12月分の源泉税等の納付期限は、翌年の1月20日までとなっております。

事業専従者や、パート・アルバイトを含む従業員の方へ、給与の支払いをしている事業主(源泉徴収義務者)は、源泉所得税及び復興特別所得税(以下、源泉税等)を徴収し、給与を支払った月の翌月10日までに従業員等に代わって、所轄の税務署に納付しなければなりません(原則)。

ただし、『源泉所得税の納期の特例に関する申請書』を提出している事業主は、7月10日までに1ヶ月分の源泉税等を納付する必要があります(中間源泉)。

納付すべき源泉税等が0円の場合でも、納付書を提出する必要がありますので、下記の個別相談会にお越しいただくか、ご自身で所轄の税務署へ納付書を提出してくださいますようお願いいたします。

## 令和4年分 源泉所得税・復興税の 中間納付について

### 【源泉税等の個別相談会のお知らせ】

期間：令和4年6月20日(月)～同年7月11日(月)

時間：午前9時・10時・11時、午後1時・2時・3時の中から**完全予約制**で実施します。

持ち物：①令和4年分の源泉徴収簿

②令和4年分の扶養控除等(異動)申告書

③源泉所得税の納付書

④令和3年分の上記①～③の控え

※上記①、②は必ず必要事項をご記入の上お持ちください。

※②にマイナンバーの記載をお願い致します。



#### ◆ご注意事項◆

- ・上記期間中は、原則源泉税等に係るご相談のみとさせていただきます。
- ・上記期間を過ぎてのご対応は致しかねますので、必ず期間内にお越しください。

### 第11回 定時総会開催のご案内

一般社団法人大森青色申告会の第11回定時総会を下記のとおり開催いたします。7月初旬に全正会員の皆様へ出欠確認の往復はがきをお送り致しますので、7月22日(金)までにご返送下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 【記】

日時：令和4年8月29日(月)  
午後3時～(受付開始 午後2時30分～)

場所：大田文化の森 5階多目的室  
大田区中央2-10-1

内容：議事 令和3年度事業報告承認の件  
令和3年度収支報告・監査報告承認の件  
労働保険監査報告承認の件  
理事監事選任(等)に関する件

報告 令和4年度事業計画  
令和4年度収支予算

# 定時総会

### 令和3年分確定申告期報告

相談件数	2,011件
提出件数	1,982件
電子申告提出件数	882件
青色コーナー入会者数	107名
3月末現在会員数	2,506名

確定申告期には、池上会館の青色コーナーへの従事、税理士会の無料相談受付など、役員・会員の皆様に多大なるご協力をいただきました。大変にありがとうございました。



#### ★当会会費の口座振替のお知らせ★

7月6日(水)は、第2期分(7月～9月分6,000円)の会費の口座振替日です。預金残高のご確認をお願いいたします。なお、退会等で口座振替の停止を希望される場合は、6月20日(月)までにお電話くださいますようお願いいたします。

※本年新たに青色コーナー(池上会館)でご入会された方は、第1期・第2期分(4月～9月分12,000円)がお振替となります。

※口座振替用紙を未だ提出されていない方は、早急にご返送くださいますようお願い申し上げます。

### 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭

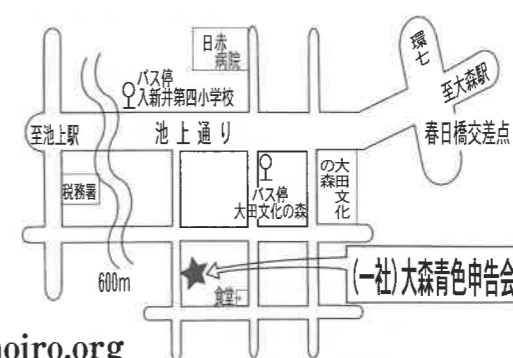
大田区中央3丁目10-18

TEL: 03 (3771) 8859

FAX: 03 (3773) 6388

Eメール: aoiro-o@nifty.com

URL: <https://www.oomori-airo.org>



予約制 事務局に申込み  
時間 申込順で30分位

無料法律相談日

6月9日(木)

6月23日(木)

保険の相談  
ご希望の方は事務局迄

▶ 都税事務所からのお知らせ

**固定資産税・都市計画税の**

**現所有者申告制度** について(23区内)

現所有者申告制度は、土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人など新たな所有者(現所有者)となった方から、3か月以内に、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

また、土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、早めの相続登記をご検討ください。

現所有者申告制度について、詳しくは、東京都主税局HPをご覧ください。また、土地・家屋が所在する区の都税事務所へお問い合わせください。



大田都税事務所 代表電話 ☎03(3733)2411

▶ 大森税務署からのお知らせ

**インボイス制度の説明会**

**国税局・税務署にて開催している説明会等**

登録申請相談会	インボイス制度にご不明点がある、登録申請手続きにご不明点のある個人事業者の方へ インボイス制度の概要を説明したのち、インボイス発行事業者の登録申請の手続きを説明、登録申請手続きのお手伝いをいたします。 インボイス制度の説明部分だけの参加も可能です。
インボイス制度の説明会	消費税を申告している(又は申告したことのある)方でインボイス制度にご不明点のある個人事業者・法人の方へ 消費税を申告したことがあるものの、「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方や制度全体の仕組みを知りたい方向けに説明会を開催しています。
インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから 知りたい方向け～	消費税の申告をしたことのない個人事業者・法人の方へ 今まで消費税申告をしておらず消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けに説明会を開催しています。 また、インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方にもこちらの説明会をお勧めいたします。

上記の各説明会の開催日程は、以下の国税庁ホームページをご覧ください。  
[https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/invoice\\_setsumeikai/index.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/invoice_setsumeikai/index.htm)  
 「国税庁HPのトップページ」>「注目ワード」>「消費税のインボイス制度」>「インボイス制度の説明会説明会のご案内はこちらから」を開いてください。

- ※説明会の開催予定は随時更新しています。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期又は中止する場合がございます。
- なお、延期等となる場合はご登録いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。
- ※説明会に参加の際は、マスクの着用をお願いいたします。

**住宅に関する無料相談会を開催しています!**

大森青色申告会では、住宅建築や土地活用に豊富な実績を持つ、パナソニックホームズ並びに旭化成ホームズと連携し、会員の皆様の経営と生活の基盤となる家づくりや、土地建物の資産活用の支援となるよう、「新築・建て替え」「修繕(お手入れ)・リフォーム」「不動産管理・売却」の個別相談会を開催しています。

**新築する・建て替える・リフォームする・売る・貸す**

- ✓何かする前に相談してみよう!
- ✓最初はお話するだけでもOK!
- ✓具体的な相談もOK!
- ✓会員様向けの特典についてのご質問もOK!



☆お気軽に相談できる相談会です!!

同封のチラシをご覧ください。

ご予約は、当会事務局までお願いします。☎03-3771-8859

**マイナンバーカード申請がお済みでない皆様へ (大田区在住の方)**

昨年に引き続き、またまたマイナンバーカードセンターがやってきます!  
 6/21(木)～6/23(土)に青色申告会を会場にマイナンバーカード申請ができます。  
 当会にてカード申請された方には、特別に「本人限定受取郵便」での受け取りが可能となり、大田区役所や大田区マイナンバーカードセンターへ来庁する必要がなくなります。開催時間等の詳細は、本号会報6月号に同封のチラシをご覧ください。(申請日の予約状況やコロナ感染状況等により一部または全部の日程が中止となる場合もございます。)



※当会では、青色申告特別控除65万円の適用を「申告者本人のマイナンバーカードを使用」して本人送信でのみ対応しております。